

# The Journal of the Graduate School of Language and Literature

## Vol. 2

### Articles

- The Footsteps of Capt. L. L. Janes in Kumamoto .....Ishii Masako i  
 When a Father Disappears  
   :Invalidity of Masculinity in "Bicybles, Muscles, Cigarettes" .....Yakabe Akari xxix  
 A Cognitive-Semantic Study of Deixis .....Yang Hui xlv  
 On *Fan Ying-Yuan* 范應元's *Dao-de-jing Gu-ben Ji-zhu* 道德經古本集註  
 .....Yamada Takashi 1

### Bibliographical Notes

- Masaki sensei Sōbetsu kakan* (Poems dedicated to Nagase Masaki on the occasion  
 of his departure for Kumamoto) with glossary and explanatory notes  
 – Nagase Masaki and the Followers of the Edo School – .....Sakata Akiko 29

### Notes and Discussion

- Teaching Spoken Japanese: An Analysis of Several Textbooks .....Fukuyama Hisako lix

Graduate School of Language and Literature  
 PREFECTURAL UNIVERSITY OF KUMAMOTO

September, 2009

# 熊本県立大学大学院文学研究科論集投稿規程

2009年2月27日改訂

- 1、発行回数 年一回の刊行とし、刊行日は9月末日とする。
- 2、投稿予告期限 刊行年と同年の4月10日とする。
- 3、原稿提出期限 刊行年と同年の6月末日とする。
- 4、編集委員会 大学院日本語日本文学専攻担当者及び英語英米文学専攻担当者から各1名、計2名で構成し、うち1名を編集委員長とする。学部紀要の紀要委員との兼務は妨げない。
- 5、投稿者の範囲 本論集に投稿できるものは次のとおりとする。
  - (1) 本学大学院担当教員
  - (2) 本学大学院生および本学大学院修了者もしくは中退者。なお、本学の学部卒業生で、他大学の大学院へ進学し、本学大学院とかわりを持たなかった者は投稿資格がないものとする。
  - (3) 編集委員会が特に認めた者
- 6、原稿提出先 編集委員長に提出する。その際原稿の受理日を受理受付年月日として受け付ける。
- 7、原稿の査読及び順位 教員の投稿論文は、本学文学部紀要に準じて査読担当者を定めて査読を依頼し掲載の可否を決する。大学院生や修了生の投稿論文は、指導教員を含む2名の教員が査読にあたり掲載の可否を決する。なお、掲載順位は編集委員会で決定する。採用決定の原稿は原則として変更を認めない。
- 8、版型書式 A5サイズ。分野にあわせ縦書き・横書き双方可。表紙・裏表紙の区別は設けない。ただし横書き用表紙には、英語で統一して全論文タイトルを記し、縦書き用表紙は全論文につき原タイトルのまま(英文等の題を翻訳することはしない)記載する。奥付は中央に置く。
- 9、原稿の分量
  - (1) 下記の仕様が仕上がり26頁以内とする(論題のヘッダ、要旨、図、注を含む)。縦書 54字×18行 横書 34字×32行(欧文の場合は70ストローク、32行)
  - (2) 上記の量を超えた原稿は原則として受理しない。
- 10、原稿の形式
  - (1) 原稿は横書きまたは縦書きとし、9で指示する仕様で作成すること。
  - (2) 和文原稿は口語体とし、常用漢字、現代仮名遣いをもちいること。ただし、国文学、中国文学など特殊な場合はこの限りではない。
  - (3) 引用文献及び注はそれぞれ追番号を付し、原則として文末に記載する。
  - (4) 本文の活字ポイントは所定のものを使用する。特別なフォント等を用いる際は原稿に朱記をもって指定すること。
  - (5) 原稿とともに、電子データをUSBメモリー等で提出すること。
  - (6) その他、細則は別に定める。
- 11、校正
  - (1) 校正は3回とする。二校までは執筆者が行い、三校は編集委員が行う。
  - (2) 校正の際の修正は必要最小限にとどめる。また図版などの増減によって頁数の異同を生ずるような変更をすることはできない。
- 12、抜刷 執筆者に30部を贈る。ただし、さらに追加するときはその実費を執筆者が負担しなければならない。
- 13、発行部数 400部
- 14、著作権処理 当委員会は原則として、本誌に掲載された全ての原稿を電子媒体によって複製、公開し、公衆に送信することができる。